

# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(号外②)

国民生活センターからの情報です。

配信日 平成30年5月31日

### 見守り 新鮮情報

あいさつ回りだと言って訪問してきた新聞の勧誘員から、「お米や洗剤をあげるから」などと言われ**新聞の勧誘**を受けた。**目が不自由**なので**断った**にも関わらず、**3カ月間の新聞購読の契約**をする

ことになってしまった。**契約書**には**勧誘員が代わりにサイン**をした。その後、販売店からお礼の電話があったので、**解約したい**と申し出たら、**勧誘員が再度訪問して来て「解約するとは何だ」と**言われた。

(当事者：40歳代 女性)



## 目が不自由なのに… 新聞の訪問販売トラブル

### ひとこと助言



- ドアを開ける前に、訪問者や用件などをよく確認し、必要なければドアを開けないうちにきっぱりと断ることが大切です。景品を置いて行かれても、契約するつもりがない場合は、使用せず返せるようにしておきましょう。
- 周囲の人も、一人暮らしの障がい者や高齢者の家に見知らぬ人が出入りしていないか、生活が変わった様子がないか等、日ごろから気を配りましょう。
- 民生委員や介護関係者などとすぐ連絡が取れる環境を整えておくことも大切です。
- 法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことができます。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：轟崎 玄

見守り新鮮情報 第309号(2018年5月29日)発行：独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)